

～ 緑肥の種子購入を支援します ～

～支援の内容～

1. 支援の内容

化学肥料の低減や良質な土づくり、連作障害の回避等に向けて、緑肥作物を播種する町内の販売農家に対して当該緑肥作物の種子購入代金の一部を支援します。

2. 支援の対象者

東北町に住所を有する販売農家※（個人、法人を含む）

※販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

3. 補助対象となる緑肥の種類

対象となる緑肥作物の種子の一覧は以下のとおり
ただし、年内播種を目的に令和6年10月31日までに供給されたものに限る

※緑肥作物とは収穫せずに田畑にすき込むことにより、肥料効果及び土壌病害抑制効果等の効用が発揮される作物。

品 種 名	エンバク、ライムギ、ヘアリーベッチ、クローバー、スーダングラス、ソルガム、パールミレット、クロタラリア、オオムギ その他町長が認めるもの※ ※その他町長が認めるもの 具体的には、緑肥、カバークロープとして使用する小麦、レンゲ、大豆、牧草等を想定しているが、事前に相談の上、実績報告時に播種時の作業写真を添付し、証明すること。
-------	---

4. 補助率

1 / 3 以内（消費税抜き、予算の範囲内）

申請方法は裏面へ

5.申請方法

購入先	申請方法
農協	<ul style="list-style-type: none">・農協を通じての申請となるため、農業者から町への申請は不要。・農協が示す期間に緑肥の供給を受け、期日までに支払いを行って下さい。・購入後は年内に適切に播種を行って下さい。
農協以外	<ul style="list-style-type: none">・各農業者が直接町へ申請する必要があります。・決められた期日までに以下の書類を提出して下さい。<ul style="list-style-type: none">① 要望調査表（令和6年3月29日まで）② 事業計画書（①に関する内報後、令和6年4月1日以降）③ 申請書（②に関する内示後～緑肥供給前まで）④ 実績報告書（代金支払後速やかに又は令和7年4月5日まで）・購入後は年内に適切に播種を行って下さい。 <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none">① 以下の場合には補助金の対象とはなりません。<ul style="list-style-type: none">・令和6年3月29日までに要望調査表を提出していない・申請書を提出する前に緑肥を購入してしまった・令和6年11月以降に緑肥の供給を受けた（購入した）・令和6年度中に緑肥の購入代金を支払わなかった等② 要望調査表提出時には以下の書類が必要となります。<ul style="list-style-type: none">（1）購入する緑肥作物種子の単価がわかる書類（見積書等）（2）販売農家であることを証明する書類（申告書等）③ 実績報告時には以下の書類が必要となります。<ul style="list-style-type: none">（1）交付申請後でかつ、令和6年10月31日までに購入した（供給を受けた）ことがわかる書類（2）支払いが完了したことがわかる書類 例）（1）供給伝票、納品書等、（2）領収書、販売証明書等

役場からの重要なお願い

農協以外から購入する方が支援を受けるためには必ず令和6年3月29日までに個別に要望調査表を提出する必要がありますので、必要書類を持参し、役場農林水産課までお越しください。

<お問合せ先>

東北町農林水産課 農産園芸係 0176-56-4384